

監査報告書

公益社団法人 秋田北法人会
会長 西宮公平 殿

私たち監事は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの事業年度の理事の職務執行状況及び財産の状況を監査しましたので、次のとおり報告致します。

1. 監査の方法及びその内容

- (1) 理事の業務執行については、理事会等に出席し報告を受け、重要な関係書類等を閲覧し、その執行状況の妥当性を検討いたしました。
- (2) 会計監査については、帳簿及び重要な関係書類等を閲覧し、計算書類及びその附属明細書並びに財産目録について検討いたしました。


2. 監査の結果

- (1) 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- (3) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

令和8年4月20日

公益社団法人 秋田北法人会

監事 嘉藤博彰 

監事 富樫晃 

監事 杉本貞彦 

監事 齊藤徹 

監事 長澤知也 